

平成21年12月18日

最高裁判所事務総局秘書課長

今 崎 幸 彦 殿

札幌地方裁判所判事

石 井 伸 興

私は、平成21年11月14日から同月25日まで、今井功最高裁判所判事に随行して、チェコ共和国、スロベニア共和国及びオーストリア共和国に出張しましたので、下記のとおり報告します。

記

第1 チェコ共和国

1 概要

チェコ共和国では、11月16日、ブルノにある最高裁判所を訪問して、同裁判所判事と懇談を行った。

なお、同じブルノにある憲法裁判所にも、同日に訪問することを申し入れていたが、同裁判所の全ての裁判官が休暇を取得して全日休廷することになったため、訪問することができなかった。憲法裁判所では、8月以降繁忙を極めていたため、日曜日と祝日の谷間に当たる同日に、一斉に休暇を取得することにしたとのことである。

2 最高裁判所判事との懇談

ドラシュチック最高裁判所判事と懇談を行った（パウエル国際部長兼最高裁判所長官顧問同席）ところ、その概要は以下のとおりである。

最高裁判所の庁舎は、もともと首都のプラハにあったが、1993年に、チェコとスロバキアの間接点に位置するという地理的な事情から、ブルノに移転した。その際、保険会社の社屋だった建物に移転したため、以前からブルノにあった憲法裁判所庁舎と比較しても、裁判所らしくない庁舎である。

最高裁判所は、一般裁判所機構における最上級の裁判所であり、下級裁判所として、地区裁判所、地方裁判所及び高等裁判所がある。一般裁判所機構の外に位置づけられる憲法裁判所への申立ての途としては、①裁判官が、担当する訴訟事件において、関係する法律や法律に優先する国際条約が憲法に抵触している疑いを抱いたときに、審理の過程で憲法裁判所に申立てをする場合と、②

当事者が、終局判決について、憲法上で保障された権利との関係で不服があるとして申立てをする場合（いわゆる「違憲申立て」）等がある。①の例は稀であり、ドラシュチック判事自身1度しか経験がなく、全国で年間数件、多くても5件以内である。

最高裁判所の判事数は、現在65名であり、うち20名が刑事部門に、45名が民事・商事部門に属している。法廷は、3名の裁判官からなる小法廷と、9名の裁判官からなる大法廷があり、毎年最高裁判所長官が各法廷の構成を決定する。大法廷は、判例統一の必要がある場合に開かれる。最高裁判所は、自ら判決を出すほか、最高裁判所が直接審理しない訴訟事件における下級審判決について、判例違背があるなどとして申立てがあった場合に、法的拘束力のない「最高裁判所の立場表明」を出すことがある。また、刑事と民事・商事の双方に関係する事件の場合には、刑事部門の裁判官と民事・商事部門の裁判官による合議体が構成されることもある。

最高裁判所が扱う年間の事件数は、刑事部門で約1800件、民事・商事部門で約6000件である。そのほか、司法省から法的見解を求められることなどもあり、判事は皆多忙である。ただ、日本の最高裁判所が扱う年間の事件数を聞き、日本の裁判官は大変勤勉であると思った。

我が国では、司法における国際協力を重視しており、欧州諸国の最高裁判所との間で、情報交換や最高裁判所判事の研修の相互受入れ等を行っている。

3 在チェコ日本大使館原田大使との懇談

滞在中、原田大使から、チェコの政治経済情勢等に関する話を伺う機会があった。中でも、以下の話は、憲法裁判所の政治的影響力を垣間見ることのできる興味深いものであった。

チェコでは、本年3月に内閣不信任案が可決されたのを受け、与野党合意の下、国会議員の任期終了前に議会を解散して10月に選挙を行い、選挙結果を受けて本格的内閣を立ち上げるという前提で、それまでの間、首相を含む全閣僚に官僚が就いた選挙管理内閣を立ち上げた。すると、これを不服とする議員が、前倒し解散は議員の任期を4年と定める憲法に違反するとして、憲法裁判所に申立てをした。前倒し解散はこれまでも度々行われてきたのであるが、この申立てを受けた憲法裁判所が、前倒し解散は違憲であるという判決を出した

ため、前倒し解散ができなくなり、11月に入った今も選挙管理内閣が続いている。そのうちに、手堅く仕事をこなす選挙管理内閣の支持率が高まり、政治家たちは大いに困惑している。

第2 スロベニア共和国

1 概要

スロベニア共和国では、11月18日から20日まで首都リュブリャナ近郊の町ブルドで開催された欧州裁判官評議会第10回会合にオブザーバーとして出席し、さらに、20日には、リュブリャナにある最高裁判所及び憲法裁判所を訪問して、各裁判所長官と懇談した。

2 欧州裁判官評議会第10回会合への出席

欧州裁判官評議会（CCJE）は、欧州評議会の下部機関として創設され、2000年以降、毎年会合を開催し、裁判官の役割強化等に関する種々の意見書を採用してきている。同会合は、昨年までは全てストラスブールにおいて単独で開催されていたが、本年は、スロベニアにおいて、欧州検察官評議会（CCPE）と同時開催され、「ボルドー宣言－民主社会における裁判官と検察官」と題する13項の宣言とその注釈からなる共同意見書「裁判官と検察官の関係」が共同採択された。

会合冒頭、ザラル・スロベニア司法大臣、ボワイア・欧州評議会人権司法総局長、ラフランク・CCJE議長（エストニア最高裁判所判事）及びバイナスト・CCPE議長（フランス）から挨拶があり、それぞれ、裁判官と検察官の協働の重要性や、CCJEとCCPEが共同意見書を採用することの意義等について強調していた。また、CCJEが、本年、国際裁判官協会の支援で創設された「世界における司法」財団賞の授与を受けたことが紹介された。

会合では、作業部会が事前に作成した共同意見書の草案について、まずCCJEとCCPEとに分かれて討議し、その後合同会合を開いて更に討議した上、共同意見書として採択するという形がとられた。

興味深く議論を拝聴したが、中でも、各国で法制度が異なる分野（特に大陸法とコモンローとで異なる分野で顕著である。）に関し、お互いに自国の制度の正当性を主張しつつ、妥協を探っていくプロセスが印象に残った。例えば、

①刑事手続における被害者の権利に関し、イギリス等のコモンロー系の国が、刑事手続の中心はあくまで被告人であるから、被害者の権利を強調すべきではないと主張したのに対し、フランス等の大陸法系の国が、附帯私訴等を念頭に置きながら、被害者も刑事手続において重要な地位が与えられていると反論し、結局、被告人の権利と被害者の権利とを並列的に掲げることになったり、②検察官による司法権の行使に関し、コモンロー系の国が、司法権行使の主体は裁判官であり、検察官が司法権を行使できる旨の言及はすべきでないと主張したのに対し、大陸法系の国が、検察官に一定の司法権行使を認めている国もあり、その限界について言及することは有意義であると主張し、結局、検察官の司法権行使は軽微な制裁に限られるとした上で、同一事件で裁判官と検察官を兼ねることはできず、検察官の司法権行使に対する裁判所への不服申立ての途が確保されていなければならないとする欧州人権裁判所の判例にも言及することで決着するといった具合である。また、出席者が、公用語である英語・フランス語間の翻訳の齟齬を指摘する場面が多く見られ、発言中に言語を切り替える出席者もいるなど、多くの出席者が両言語に堪能であることも印象的であった。

なお、会合中の休憩時間の際や、18日夜に開催されたリュブリャナ市長主催のレセプション等の場において、ザラル・スロベニア司法大臣、ボワイア・欧州評議会人権司法総局長、ラフランク・CCJE議長、バイナスト・CCPE議長のほか、マンス・イギリス最高裁判所判事ら会合出席者と懇談する機会があり、一様に、日本のCCJE会合への出席に対する歓迎の意が示された。

3 最高裁判所長官との懇談

(1) テステン最高裁判所長官と懇談を行った（行政部門所属のリパイ最高裁判所判事ら同席）ところ、その概要は以下のとおりである。

スロベニア最高裁判所では、裁判所内のIT化を推進している。全ての裁判官と裁判所職員は、自分のコンピューターから、法律のデータベースや、最高裁判所、高等裁判所及び行政裁判所で出された判決全文のデータベースにアクセスできるほか、全裁判所の事件情報がシステムに登録され、事件管理が容易になっている。

最高裁判所の判事数は、現在39名である。この数は、法定されているわけではなく、必要に応じて増減される（ちなみに、憲法裁判所の判事数は、

9名と法定されている。)。各判事は、刑事、民事、行政、労働、経済の5部門のいずれかに属する。これらの部門も、法定されているわけではなく、伝統的に設けられているものである。各部門への判事の配置やその数は、長官が、各判事のそれまでの専門分野を考慮して決定する。審理は、概ね3ないし7名（通常は5名、行政部門は通常3名）の判事からなる合議体で行い、全判事が合議に参加するのは、法律の適用や司法手続に関して原則となるべき法的意見を表明する場合のみである。原則として部門ごとに合議体を構成するが、係争の質によっては、他部門の裁判官が加わることもある。日本の最高裁判所のように、全判事があらゆる分野の事案を扱う制度は、効率性や一貫性保持の点で優れており、スロベニアでもそのような制度に改変しようという動きがあったが、判事の側から反対され、実現しなかった。

最高裁判所が扱う事件数は、年間約5000件であり、判事1人あたり110件ないし130件程度を処理している。これまでは、我が最高裁判所が世界で最も多忙な裁判所であると考えていたが、日本の最高裁判所が扱う年間の事件数を聞き、大変驚いた。日本の最高裁判所調査官の制度は不可欠なものだと思うが、調査官の数も事件数からすると少ないと思う。

- (2) なお、CCJE会合の一環として、各国からの会合出席者が最高裁判所に招待され、テストン長官から以下のような話を伺う機会があった。

スロベニアでは、司法における国際協力を重視している。CCJEにおいて、欧州各国の裁判官が意見交換をして共通原則を見出すのは意義のあることであり、CCJEの意見書は、法的拘束力はないが、憲法裁判所でも、解釈文書として判決で引用したりしている。他方、相互信頼も重要であり、先日イギリスの最高裁判所長官と刑事手続のミニマム・スタンダードについて議論したところ、結局は各国国内法がベストだという話になった。

スロベニアでは、最高裁判所の判決が憲法裁判所により破棄される率が高く、年間に20件ほど破棄されている。

4 憲法裁判所長官との懇談

トラトニック憲法裁判所長官と懇談を行った(ゾベツ憲法裁判所判事ら同席)ところ、その概要は以下のとおりである。

憲法裁判所の基本的な役割は、①法律等の合憲性・合条約性の審査と、②最高裁判所等の判決が基本的人権を侵害するものか否かの審査である。①の審査を申し立てる主体は、法定されており、国会、政府機関、人権オンブズマン、労働組合等である。また、一般裁判所は、担当する訴訟事件において、関係する法律等が憲法に抵触している疑いを抱いたときには、合憲性審査を申し立てる義務がある。以上の機関のほか、一般人も、利害関係を有する法律等の合憲性審査を申し立てることができる。憲法裁判所は、機関からの申立てについては必ず審査しなければならないが、一般人からの申立てについては、その申立てが妥当であると判断した場合のみ審査する。②の審査を申し立てるためには、他の法的手段が全て尽くされている必要がある。

憲法裁判所判事の任命手続は、まず、欠員が生じる6か月前に、憲法裁判所長官が大統領と国会議長にその旨報告し、大統領が官報で公募する。その後、大統領が候補者について与党と意見調整した上、最終的に国会の絶対過半数の賛成票を得て任命される。憲法裁判所判事の給源であるが、資格要件としては、法律家であることと40歳以上であることが法定されているところ、伝統的には、最高裁判所判事、大学教授、憲法専門家の中から任命されている。現在の憲法裁判所判事9名の出身は、6名が最高裁判所判事、2名が大学教授、1名が国会の法律顧問委員会委員長である。男女別では、6名が男性、3名が女性であり、年齢別では、3名が70代(最年長は73歳)で、残りの6名は50代から60代(最年少は55歳)である。一般裁判所の裁判官は70歳を迎えた年の年末に定年退官するが、憲法裁判所判事に定年はない。

憲法裁判所がある法律について違憲判決を出した場合、原則としてその法律は直ちに無効となるが、法律を無効とすることが憲法違反になるおそれがある場合には、一時的にその法律を有効と宣言した上で、国会に対し、期限を定めて法改正を求めることがある。さらに、法律を無効とすることにより法的空白が生じる場合には、国会に対して法改正を求めるとともに、判決で一時的な立法を行うこともある。このような憲法裁判所の役割にかかわらず、国会との間に特段の緊張関係はないが、憲法裁判所がある法律について違憲の判断をし、

国会に対して期限を定めて法改正を求めたのに、国会がその期限を守らないということは、稀にある。

憲法裁判所が扱う年間の事件数は、2003年ころから急激に増え、4000から5000件となったため、2007年に法改正を行って憲法裁判所への申立基準を変更した。その結果、機関からの申立件数は、2007年が3937件、2008年が3132件、2009年が11月時点で1300件程度であり、一般人からの申立件数は、2007年が367件、2008年が323件、2009年が11月時点で256件となっている。申立ての約8割は、上記②の審査を求めるものである。また、憲法裁判所が実質判断を行うのは約1割の事件であり、違憲の判断をするのはその3ないし5パーセント程度であるが、法律を違憲と判断することはごく稀である。

法律を違憲と判断した最近の例として、裁判官報酬の定めが、憲法上の司法の独立に反するとしたものがある。この判決に基づき、国会が裁判官報酬を引き上げる法改正を行ったところ、国会議員の一部が国民投票に付そうとしたため、更に国民投票実施の合憲性まで争われた。憲法裁判所は、国民投票を行う国民の権利と、公務員の報酬を定める国会の義務とを比較考量し、後者の義務違反がより大きな問題であると判断して、国民投票を差し止めた。

5 スロベニアの司法制度

在スロベニア日本大使館において、スロベニアの司法制度に関する資料を作成していただいたので、別添する。

6 在スロベニア日本大使館丸山大使との懇談

滞在中、丸山大使から、スロベニアの政治経済情勢等に関し、以下のような話を伺う機会があった。

スロベニアは、独立して間もない小国であるが、独立戦争の惨禍をほとんど受けず、温厚で勤勉な国民性もあって、輸出産業を中心に発展し、東欧諸国の中でもいち早くEUやユーロに参加できた。日本企業の進出はそれほど多くない（在留邦人は100名ほどで、その多くがスロベニア人の配偶者である。）が、治安が良く、ブレッド湖やポストイナ鍾乳洞といった風光明媚な観光地もあることから、日本人観光客が急増している。対日感情は良好である。

第3 オーストリア共和国

1 概要

オーストリア共和国では、11月23日、いずれも首都のウィーンにある最高裁判所及び憲法裁判所を訪問して、最高裁判所長官及び憲法裁判所事務局長とそれぞれ懇談した。

2 最高裁判所長官との懇談

グリース最高裁判所長官と懇談を行ったところ、その概要は以下のとおりである。

オーストリアの一般裁判所としては、区裁判所（141庁）、州裁判所（23庁）、高等裁判所（4庁）及び最高裁判所が存在する。区裁判所は18世紀から存在し、当初は全国民が1日で行けるところに裁判所が設置されていなければならなかったことから、より多くの区裁判所があったのだが、ここ10年ほどで統廃合を進めてきた。本来は更に統廃合を進めたいのだが、廃止庁の地元の反対が強く、難しいところである。

民事事件は3審制であり、訴額1万ユーロ以下の訴訟や家庭事件等の一定の訴訟については区裁判所が、訴額1万ユーロ超の訴訟や知的財産事件等の一定の訴訟については州裁判所が、それぞれ第1審である。第2審は、区裁判所が第1審の場合は州裁判所、州裁判所が第1審の場合は高等裁判所となり、第3審はいずれも最高裁判所となる。

刑事事件は2審制であり、1年以内の自由刑にあたる罪については区裁判所が第1審、州裁判所が第2審（最終審）である。1年以上の自由刑にあたる罪については州裁判所が第1審であり、5年以上の自由刑にあたる罪については参審裁判、10年以上の自由刑にあたる罪については陪審裁判、それ以外の罪については職業裁判官単独による裁判が行われる。参審裁判については、これまで素人裁判官2人と職業裁判官2人で合議体を構成していたが、法改正により、本年7月1日から、素人裁判官2人と職業裁判官1人で合議体を構成することになった。これは、職業裁判官の負担軽減の意味もあるが、参審制度の必要性を疑問視する声が高まっていたことも影響している。陪審裁判に関しては、有罪・無罪の判断を8人の陪審員が行い、理由を付す必要がないという点について、批判が大きく、有罪・無罪の判断に職業裁判官も加わった上、理由も付

すことにすべきだという議論が高まっている。州裁判所の判決に対しては、量刑不当を理由とする場合には高等裁判所に、手続違背等による判決無効を求める場合には最高裁判所に上诉することができる。なお、刑事裁判が2審制であることに對しては批判もあり、将来的に3審制になる可能性も十分にある。

オーストリアでは、昨年に刑訴法の大改正が行われ、予審判事の捜査への関与がなくなり、検察官が捜査一切を担当することになった。これに対応するため、検察官が大量に採用されたが、まだ研修が行き届いておらず、裁判実務にも影響が出ている。

近年、捜査中の人権侵害（違法逮捕等）や公判中の人権侵害に対する異議申立てが最高裁判所まで上がってくる例が増えている。先般も、イスラム教徒でヴェールを被って出廷した女性被告人が、裁判官からヴェールを外すよう指示されたのに、従わなかったため、退廷を命じられた件で、異議申立てがあり、最高裁判所は、裁判官の訴訟指揮は正当であると判断した。

最高裁判所が年間に扱う事件数は、民事事件が3000件程度、刑事事件が900件程度である。法廷は、5名の裁判官から構成され、民事部門の各法廷は、通常訴訟のほか、国家賠償、執行、知的財産といった専門分野を有している。日本の最高裁判所が扱う年間の事件数を聞き、大変驚いた。1件あたりの審理期間も、非常に短いと思う。

一般裁判所の裁判官は、日本同様のキャリアシステムを採用しており、4年間の研修を受けた後、一生裁判官として過ごす者がほとんどである。私（グリース長官）は、

■，32歳で裁判官に任官したが、稀なケースである。裁判官の給源はより広い方が良いと思うが、なかなか難しい。というのも、上級裁判所への任命条件に最低在任期間があり、年齢を重ねてから裁判官に任官すると、昇進に影響してしまうのである。

裁判官の外部経験について、任官前の研修中には半年ほど弁護士事務所に行くことになっているが、任官後に本格的な外部経験を積む例は少ない。ただし、東欧・南東欧諸国の司法制度整備支援のため2、3年派遣されたり、欧州人権裁判所や欧州司法裁判所に数年出向したりする例はある。

裁判官の男女比について、最高裁判所判事では、57名中14名が女性（長

官も女性である。)であり、裁判官全体では、ほぼ半数が女性である。近年では、任官希望者の大部分が女性であり、男性を優先的に任官させる方策が必要だと言われるくらいの状況になっている。

3 憲法裁判所事務局長との懇談

ヴァーグナー憲法裁判所事務局長と懇談を行ったところ、その概要は以下のとおりである。

オーストリア憲法裁判所は、1920年に制定された憲法により設立された。これは、オーストリア人のケルゼンが考えた形態であり、憲法擁護の重要性から、最高裁判所とは別に、特別の裁判所が必要と考えられたものである。すぐに他国が追従することはなかったが、第二次大戦後、敗戦国のドイツやイタリアで、司法に対する不信感が増大して、憲法裁判所が設立された。その後、スペインやポルトガルでも、独裁政権の終焉とともに憲法裁判所が設立され、冷戦終結後には、東欧諸国でも憲法裁判所が多く設立された。そのほか、韓国やモンゴルでも採用されるに至っている。

憲法裁判所の判事数は14名であり、長官1名と副長官1名がいる。そのほか、審理前の事件について欠員が生じた場合に関与する代理判事が6名いる。憲法裁判所判事の任命は、提案権者の提案を大統領が承認する形で行われる。提案権者は、内閣、上院及び下院であり、それぞれ一定数の判事の提案権を有する。憲法裁判所判事の資格要件としては、10年以上の学術研究を中心とした職業経験があることであり、実際には、判事、行政裁判所判事、弁護士、大学教授、行政官等の中から任命されている。最低年齢の定めはないが、若くても30代後半であり、70歳を迎えた年末で定年退官する。多くの国の憲法裁判所とは異なり、任期の定めがなく、判事の独立性は高い。また、憲法裁判所判事は、憲法上、「副業」と定められている。これは、実社会と接触を持ちながら判断を行うことが、正しい判断につながるという発想からである。実際には、本業の片手間に判事を務めるのは困難であるが、兼業は許されており、大学教授や弁護士等として実際に活動している判事もいる。一般裁判所の判決を憲法裁判所が審査するわけではないので、判事と弁護士を兼業しても問題は生じないのである。

憲法裁判所において評決をする場合、長官は原則として評決権を持たない。

長官は、司法行政のほか、合議における議長を務める。なお、審理前に欠員が生じた場合には代理判事が関与するが、審理後に欠員が生じた場合には長官が関与することになっており、その場合には評決権を行使する。

憲法裁判所が扱う年間の事件数は、これまで、平均2500ないし2800件程度で、審理期間は平均8.5か月程度であった。ところが、昨年、大きな法改正があり、憲法裁判所の扱う事件数が急増した。それは、庇護権に関する事件について、一審判決に不服のある当事者は、これまで行政裁判所と憲法裁判所のいずれにも異議申立てをすることができた（実際は、ほとんどが行政裁判所に異議申立てをしていた。）のだが、法改正により、憲法裁判所にしか異議申立てができなくなったというものである。その結果、年間3500から4000件程度の庇護権に関する事件が憲法裁判所に係属するようになった。そのうち9割方は取るに足りない事案であるが、事件係属中は対象者を国外退去させられないため、弁護士としては、対象者の滞在を延ばす目的で、あらゆる手段を使ってくるのである。憲法裁判所としては、職員を増員したり、勤務時間を延長したりして何とか対応しているが、大変厳しい状況であり、国会に善処方を懇請しているところである。

オーストリアでは、1920年当時、最高裁判所がきちんと機能していたため、憲法裁判所を設立した際、最高裁判所の上に乗せる（一般裁判所の判決の審査をする機能を持たせる）ことができなかった。一般裁判所は、係争中の事件において、法律の合憲性に疑いが生じた場合、憲法裁判所に違憲審査を求める義務があり、これを具体的法規審査という。また、上院・下院は、それぞれ3分の1の議員の同意により、憲法裁判所に法律の違憲審査を求めることができ、これを抽象的法規審査という。

憲法裁判所と立法府との関係であるが、政権与党が大連立等により3分の2以上の議席を得ている場合、憲法裁判所が無効と判断した法律について、憲法裁判所の審査が及ばないいわゆる憲法格の法律として立法してしまうことがあった。憲法裁判所は、このような法律を国会のみで制定し、憲法裁判所の審査を逃れることは、憲法の大原則に反するとして、立法するには国民の同意が必要だと判断した。

第4 終わりに

今回の出張では、まず、欧州裁判官評議会における裁判官同士の興味深い議論を拝聴させていただいたことが、大変有意義であった。また、訪問した各国の裁判所では、いずれも歓待していただき、司法制度等について懇切に説明をしていただいたほか、一様に、日本の裁判所との交流を継続する重要性を強調されていたことが、とても印象深いものであった。

末筆ながら、各訪問先のほか、在チェコ日本大使館、在スロベニア日本大使館及び在オーストリア日本大使館の関係各位、CCJE会合に関してお世話になった在ストラスブール日本総領事館の関係各位、そして秘書課の皆様に、心から感謝申し上げたい。

以 上